

「千葉県における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン」の一部改正について

1 ガイドラインの概要

指定通所介護事業者及び指定介護予防通所介護事業者が当該事業所の設備を利用して提供する宿泊サービスについては、介護保険外サービスとなり介護保険法に基づく指導・監督等を行えないことから、利用者の尊厳、安全の確保及び宿泊サービスの健全な提供を図るため、「千葉県における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン（平成25年11月1日制定、平成27年7月31日一部改正。以下、「ガイドライン」という。）」を制定し、事業者に遵守を求めている

なお、ガイドラインには、介護保険サービス事業者の指定基準に準じて、人員・設備・運営に関する基準等を定めており、厚生労働省が制定した「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（以下「国指針」という。）」に概ね準拠した内容となっているが、提供日数の上限等について、独自基準を定めている。

2 改正の内容

「介護予防通所介護」サービスについては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により介護保険サービスから削除され、同法附則により、経過措置が設けられていたが、経過措置期間が終了したため、以下のとおり改正する。

※経過措置…「介護予防通所介護」の規定については、平成30年3月31日までの間、なおその効力を有するとされていた。

- ① 介護予防通所介護に関する定義、規定を削除する。（ガイドラインが適用となるのは、指定通所介護事業者（所）のみとなる。）
- ② 要支援者に関する記述（指定介護予防支援事業者、要支援の認定期間、介護予防サービス計画、介護予防支援担当職員、要支援被保険者である利用者）を削除する。

3 千葉県行政手続条例に基づく意見公募手続について

ガイドラインは行政手続条例第2条に規定する規則等（同条第8号ホに規定する行政指導指針）に該当し、制定・改正にあたっては同条例第38条の規定により意見公募手続を実施しているが、今般の改正については、同条例第38条第4項第8号及び同条例施行規則第3条第1号（他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理）に該当し、意見公募手続の実施を要しない。